

第25回成田市農業委員会総会議事録

令和7年7月8日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和7年7月8日(火)
午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 成田市役所 議会棟3階 全員協議会室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 19名

議長 諏訪恵昨

1番	木村知子	10番	森川光江
2番	大竹卓	11番	矢崎光二
3番	宮城敏彦	12番	萩原孝次
4番	田中敏雄	13番	小川美智子
5番	浅井弘一	15番	宇井甲司郎
6番	京相稔	16番	泉水厚子
7番	加藤茂	17番	藤崎明
8番	渡邊義行	18番	坂田一郎
9番	諏訪和恵	19番	湯浅恵介

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(令和7年7月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局 長	洪 沢 淳
主幹兼振興係長	鎌 形 清 人
農 地 係 長	椎 名 俊 亮
主 査	青 柳 紀 生
主任主事	伊 藤 和 輝

8. 傍聴人

なし

○議長（諏訪会長） 本日の出席委員は19名全員です。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第25回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、6月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、15番 宇井 甲司郎委員、16番 泉水 厚子委員の両名を指名いたします。また、書記に 鎌形主幹兼振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年7月）について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案3件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（渋沢事務局長の挙手あり）

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で12件の申請がございました。

①売買でございます。10件の申請がございました。1番、大清水にお住まいの譲受人が、大清水にお住まいの譲渡人が所有する、本城の畑2筆、合計1,036㎡を売買により取得したいという申請でございます。こちらは、前回の総会で、保留となった案件でございます。のちほど、法令に基づく詳細な説明について、担当からご説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の事由は、「正当な登記名義人にするため」というもので、取得後は譲受人が自ら耕作する旨の確約書が添付されております。総会資料1ページに案内図がございます。

2番、香取郡多古町にお住まいの譲受人が、中台一丁目にお住まいの譲渡人が所有する、本城の畑1筆、1,654㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「現在所有の農地が、成田空港の拡張により、空港用地になるため、代替地として申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「耕作できないため」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

議案集4ページをご覧ください。

3番、譲受人である香取市の法人が、土屋にお住まいの譲渡人が所有する、土屋の田1筆、15㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「隣接する農地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「耕作する予定がないため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

4番、川上にお住まいの譲受人が、印旛郡酒々井町にお住まいの譲渡人が所有する、川上の畑1筆、4,272㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅に隣接する申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「農業に従事していないため」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5番、大清水にお住まいの譲受人が、富里市にお住まいの譲渡人が所有する、吉倉の田3筆及び畑1筆、現況はすべて畑、合計5,698㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため、自宅から近い場所で耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「会社員で農業に従事していないため」というもので、総会資料5ページと6ページに案内図がございます。

議案集5ページをお開き願います。

6番、台方にお住まいの譲受人が、下方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の田1筆、923㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で農業を続けることができない」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

続きまして、7番、8番、9番につきましては、久米の同一人物による「自宅から近く、複数の隣接農地を畑として一体利用したいため」との申請になります。なお、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

7番、川栗にお住まいの譲渡人が所有する、川栗の畑1筆及び田1筆、合計390

m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲渡人の事由は、「高齢で後継者もないため」というもので、総会資料 8 ページに案内図がございます。

8 番、川栗にお住まいの譲渡人が所有する、川栗の田 2 筆、現況畑、合計 1 9 4 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲渡人の事由は、「耕作面積が狭いため」というもので、総会資料 9 ページに案内図がございます。

議案集 6 ページをご覧ください。

9 番、川栗にお住まいの譲渡人が所有する、川栗の田 2 筆、現況畑、合計 5 1 5 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲渡人の事由は、「高齢で後継者もないため」というもので、総会資料 1 0 ページに案内図がございます。

1 0 番、山口にお住まいの譲受人が、大室にお住まいの譲渡人が所有する、大室の田 1 筆、5 3 6 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「申請地の隣接地に自作地があり、一体利用することにより、作業効率を上げるため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もないため」というもので、総会資料 1 1 ページに案内図がございます。

続きまして、②贈与でございます。1 件の申請がございました。

1 番、堀籠にお住まいの受贈者が、同じく堀籠にお住まいの贈与者が所有する村田の畑 1 筆、6 5 1 m²の贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「営農規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「後継者もないため」というもので、総会資料 1 2 ページに案内図がございます。

議案集 7 ページをお開き願います。

③賃借権の設定でございます。1 件の申請がございました。

東町にお住まいの賃借人が、吉倉にお住まいの賃貸人が所有する、吉倉の畑 3 筆、4, 8 3 7 m²に賃借権を設定したいという申請でございます。

賃借人の事由は、「農業経営の規模拡大のため」というもので、引き続き、自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「今後、耕作する予定がないため」というもので、総会資料 1 3 ページに案内図がございます。

以上で「議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条①売買の1番につきましては、前回の総会で保留となっている案件でございます。内容につきましては補足資料をご覧ください。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑2筆を取得し、栗を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の3番につきましては、法人による農地の売買でございます。法人形態は株式会社であり、定款及び登記事項証明書の目的欄には、農産物の生産と販売との

記載がされております。構成員は6名であり、議決権要件では、農業関係者の議決権の割合が100%であり、総数の過半を満たしております。また、構成員である役員6名全員が法人の農業に常時従事しておりますことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、田1筆を取得し、大豆を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、畑1筆を取得し、甘藷、トマト、にんにくを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、現況：畑4筆を取

得し、ブドウ、栗を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の7番、8番、9番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、現況：畑2筆を取得し栗を、売買の8番は、現況：畑2筆を取得し梅を、売買の9番は、現況：畑2筆を取得し、ブルーベリーを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の7番、8番、9番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の10番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を

事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の10番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の10番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 去る7月3日、午後1時から、成田市公設地方卸売市場大会議室におきまして、第3小委員会を開催いたしました。農業委員6名、農地利用最適化推進委員3名、合計9名の出席により、新規就農に係る面接の他、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第5条の許可申請案件については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、本城小学校の南、市道本城割余線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の中で委員より、「前回の総会で保留案件となっていたが、相続人代表は長男として許可証が発行され、所有権移転登記ができるということでよいのか、再度確認をしたい。」との質問があり、事務局からは「相続人代表者及び登記名義人を長男とすることについては、代理人である弁護士に確認を行い、問題ないとの回答を得ています。」との回答がありました。

また別の委員より、「所有権移転登記の原因は、通常は相続になると思うが、今回は真正な登記名義の回復という形になるのか。」との質問があり、事務局からは「代理人弁護士の方から、法務局にも確認し、登記原因は真正な登記名義の回復で問題ないとの回答を得ております。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の１番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の１番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の１番は可決されました。続きまして、①売買の２番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条①売買の２番につきましては、申請地は、本城小学校の北、市道本城小学校線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の２番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の２番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の２番は可決されました。続きまして、①売買の３番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条①売買の３番につきましては、申請地は、関戸共同利用施設の西、市道関戸赤荻線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の３番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の３番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の３番は可決されました。続きまして、①売買の４番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

す。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の4番につきましては、申請地は、成田市公設地方卸売市場の東、市道川上新田線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案につきまして、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。

続きまして、①売買の5番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の5番につきましては、申請地は、東和田排水場の南東、市道吉倉御所の内線の南側に位置する農地と、遠山小学校の西、市道久米野吉倉線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の6番につきましては、申請地は、台方公民館の北、市道宗吾北須賀線の北側に位置する農地で、田として管理されておりました。

した。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。

続きまして、①売買の7番から9番につきましては、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の7番から9番につきましては、申請地は、川栗区民館の南東、市道大清水東和田線の南側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の7番から9番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番から9番を採決いたします。

なお、採決は案件ごとに行います。それでは、①売買の7番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。

続きまして、①売買の8番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番は可決されました。

続きまして、①売買の9番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の9番は可決されました。

続きまして、①売買の10番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の10番につきましては、申請地は、土室区騒音地域集会所の北、市道大室1号線の南側に隣接する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の10番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の10番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の10番は可決されました。

次に、②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は畑1筆を取得し、トマト、なす、きゅうりを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、受贈者は、認定農業者です。以上でございます。

○議長 続きまして、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の1番につきましては、申請地は、堀籠多目的集会施設の南、市道長堀線の南側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条③賃借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は畑3筆を賃借し、ぶどうを作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、賃借人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、③賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、遠山小学校の北西、市道吉倉大日入線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、③賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。
本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集8ページをお開き願います。

「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で11件の申請がございました。

①売買は、7件の申請がございました。

1番、銚子市にお住まいの譲受人が、富里市にお住まいの譲渡人が所有する、大清水の畑2筆のうち、1,053.96㎡を売買により取得し、「長屋住宅(2棟)用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

2番、玉造4丁目にお住まいの譲受人が、八代にお住まいの譲渡人が所有する、八代の畑1筆、611㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料16ページに案内図、17ページに公図の写しがございます。

3番、譲受人である横浜市港北区の法人が、譲渡人である古込の法人が所有する、十余三の畑4筆、1,006㎡を売買により取得し、「駐車場(大型15台)用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料18ページに案内図、19ページに公図の写しがございます。

続きまして、議案集9ページをお開き願います。

4番、譲受人である東京都港区の法人が、野毛平にお住まいの譲渡人が所有する、野毛平の畑1筆、719㎡を売買により取得し、「蓄電施設用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料20ページに案内図、21ページに公図の写しがございます。

5番、譲受人である東京都中央区の法人が、桜田にお住まいの譲渡人が所有する、桜田の畑2筆、1,076㎡を売買により取得し、「太陽光発電設備用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料22ページに案内図、23ページに公図の写しがございます。

続きまして、6番、7番につきましては、東京都千代田区の同一法人による申請となりますので一括して説明いたします。

6番、佐倉市にお住まいの譲渡人が所有する川上の畑3筆、及び、7番、川上にお住まいの譲渡人が所有する川上の畑2筆、合計26,670㎡を売買で取得し、「物流施設用地」として転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料24ページに案内図、25ページに公図の写しがございます。

続きまして②使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、八代にお住まいの借受人が、八代にお住まいの貸付人が所有する、八代の畑1筆、281㎡を借り受け、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。総会資料26ページに案内図、27ページに公図の写しがございます。

2番、香取市にお住まいの借受人が、香取市にお住まいの貸付人が所有する、桜田の畑1筆、445㎡を借り受け、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。総会資料28ページに案内図、29ページに公図の写しがございます。

議案集11ページでございます。

続きまして③賃借権の設定でございます。2件の申請がございますが、両件は、賃借人である取香の法人による同一事業となりますので、一括して説明いたします。

1番、十余三にお住まいの賃貸人が所有する、堀之内の畑3筆及び、2番、吉倉にお住まいの賃貸人が所有する、堀之内の畑6筆、合計9,581㎡を借り受け、駐車場用地（259台）に転用したいという申請でございます。総会資料30ページに案内図、31ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条、①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

（青柳主査の挙手あり）

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和7年6月9日公告により除外済みです。除外後は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、長屋住宅（2棟）用地です。資力及び信用については、融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

土地改良事業については、根木名川上流土地改良区より、支障ない旨の回答書が添付されております。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年9月30日着手、令和8年5月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法につきましては、近日中に開発許可申請が提出される予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透施設で流出抑制し、市道側溝に放流する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（坂田小委員長の挙手あり）

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は、大清水共同利用施設の南、市道大清水谷津口線の南側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお

願います。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の2番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、残高証明書及び融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年12月1日着手、令和8年5月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法につきましては、近日中に開発許可申請が提出される予定です。

計画面積の妥当性については、611平方メートルの内、法面を除く有効面積541.57㎡の敷地に、建築面積約75平方メートルの専用住宅及び建築面積約46㎡の倉庫を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内浸透処理しオーバーフロー分は市道側溝へ放流する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の2番につきましては、申請地は、玉造小学校の北西、市道加良部玉造線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の3番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、駐車場（大型15台）用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和7年9月1日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の3番につきましては、申請地は、十余三防音集会所の北西、県道久住停車場十余三線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の3番は可決されました。

続きまして、①売買の４番につきまして審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 ５条①売買の４番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第２種農地に該当します。

転用目的は、蓄電施設用地です。

資力及び信用については、残高証明書及び融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和８年５月１日着手、令和８年８月３１日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透枳を設置する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の４番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第２号、農地法第５条①売買の４番につきましては、申請地は、野毛平工業団地配水場施設の南西、市道野毛平西和泉線の南側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 蓄電施設とはどのようなものなのでしょうか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 バッテリーのような物を設置する施設です。

○議長 その他ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の４番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第２号、農地法第５条①売買の４番は可決されました。

続きまして、①売買の５番につきまして審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 ５条①売買の５番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第２種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

資力及び信用については、預金残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性について、令和７年８月５日着工、令和７年１０月２５日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の５番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第２号、農地法第５条①売買の５番につきましては、申請地は、大栄病院の北東、主要地方道路大栄栗源干潟線を北東に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の５番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の5番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、①売買の6番及び7番につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の6番と7番です。

農地の区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、県道の沿線区域内に物流業務施設を設置するものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、物流施設用地です。

資力及び信用については、有価証券報告書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性について、令和8年2月1日着工、令和10年1月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法29条許可の事前協議を都市計画課と行っています。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内に地下貯留施設を設置して対応する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の6番及び7番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の6番及び7番につきましては、申請地は、成田市公設地方卸売市場の西、主要地方道路成田小見川鹿島港線の北側に隣接する農地で、現況は一部畑として管理されており、また一部は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の中で委員より、「申請地は平たんな土地なのか。本当に農業用の用排水施設等

への悪影響はないのか。」との質問があり、事務局からは、「農振の除外からの案件であるため、問題はないと考えるが、今後工事が着工するのにあたり、注意深く見守っていきます。」との回答がありました。また、別の委員より、「雨水は敷地内のみで処理するのか。」との質問があり、事務局からは、「その通りです。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番及び7番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、①売買の6番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の6番は可決されました。

次に①売買の7番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の7番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の1番につきまして審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年8月15日着手、令和8年3月25日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法につきましては、近日中に開発許可申請が提出される予定です。計画面積の妥当性については、281平方メートルの敷地に、建築面積87.5平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透枡を設置し宅地内処理する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、玉造中学校の西、市道加良部玉造線を西側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の2番につきまして審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②使用貸借権の設定の2番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年8月20日着手、令和9年7月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、445平方メートルの敷地に、建築面積約131平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当

な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は浸透枥を設置し、オーバーフロー分は市道側溝へ放流する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は、旧桜田小学校の南東、国道51号線を南側に入った農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の2番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の2番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の1番及び2番につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定の1番及び2番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、駐車場(259台)用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年9月10日着手、令和7年12月10日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30平方メートルという面積基準があります。有効面積のうち1台当たりの面積は約26.8平方メートルのため、面積基準に鑑みて妥当な計画です。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は砕石敷による自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の1番及び2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条③賃借権の設定の1番及び2番につきましては、申請地は、堀之内共同利用施設の南東、国道295号を北東に入った農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の中で委員より、「賃借人である法人は駐車場経営の実績はあるのか」との質問があり、事務局からは、「空港周辺で現在も駐車場を経営している法人です。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番及び2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、③賃借権の設定の1番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の1番は可決されました。

次に③賃借権の設定の2番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号農用地利用集積等促進計画案(令和7年7月)については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、小川委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(小川委員 退室)

○議長 それでは、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案(令和7年7月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集12ページをお開き願います。

「議案第3号農用地利用集積等促進計画案（令和7年7月）について」でございます。

次の13ページに記載のありますとおり、成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、15ページの総括表により、ご説明させていただきます。

なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、17ページから25ページとなっております。

それでは、議案集15ページをご覧ください。1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。合計面積は60,091㎡で、そのうち田が46筆、23件の56,440㎡、畑が7筆、7件で3,651㎡となっております。新規及び更新の内訳につきましては、新規設定が、契約面積38,525㎡、内訳としましては、田28筆、15件で34,874㎡、畑が7筆、7件で3,651㎡でございます。再設定は、契約面積21,566㎡で、田18筆8件でございます。

続きまして1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集21ページから25ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっております。ご確認くださいませようお願いいたします。

議案集16ページです。2. 再配分の転貸を記載しております。

合計の契約面積は4,164㎡、内訳としましては、田3筆2件、畑1筆1件で、詳細につきましては、議案集25ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第3号農用地利用集積等促進計画案（令和7年7月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（坂田小委員長の挙手あり）

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第3号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年7月）につきまして、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年7月）について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。退室されていた小川委員の入室をお願いします。

（小川委員 入室）

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

（渋谷事務局長の挙手あり）

○議長 渋谷事務局長

○渋谷事務局長 議案集26ページをお開き願います。

「報告第1号専決処分について」でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集27ページでございます。

「①農地法第3条の3の規定による届出」でございます。12件の届出がございました。

この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集32ページでございます。

「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。3件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集 33 ページでございます。

「③農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出」でございます。3 件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集 34 ページでございます。

「④転用事実確認証明」でございます。4 条で 1 件、5 条で 2 件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第 1 号専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第 1 号専決処分につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第 1 号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第 2 号、農地法 18 条第 6 項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋谷事務局長の挙手あり)

○議長 渋谷事務局長

○渋谷事務局長 議案集 36 ページをご覧ください。

「報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」でございます。

27件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋谷事務局長の挙手あり)

○議長 渋谷事務局長

○渋谷事務局長 議案集44ページをご覧ください。「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。全体で2件の届出がございました。

①農地法施行規則第29条第1号の規定による届出で、2a未満の農業用施設用地への転用が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

②農地法施行規則第53条第12号の規定による事業計画書の提出で、電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置に伴う一時転用が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集45ページをご覧ください。

報告第4号「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、成田出張所より6件、香取支局より1件、合計7件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第4号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第25回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時00分)